

# 照会先は こちら

〈しんきん協議会や経営者年金制度  
に関するお問い合わせ〉  
しんきん協議会連合会  
〒104-0031 東京都中央区京橋3-8-1  
TEL 03-6228-8557

〈経営者年金の申込方法や契約内容  
(積立金残高や税務上のお取扱いなど)に関するお問い合わせ〉  
富国生命保険相互会社 しんきん部  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2  
TEL 03-3508-1101(代)

# 経営者年金

拠出型企業年金保険 (個人年金保険料税制適格型)

第1回申込受付日 ●令和3年 1月4日(月)～ 2月12日(金) **ご加入日** 令和3年 5月1日  
第2回申込受付日 ●令和3年 4月1日(木)～ 5月14日(金) 令和3年 8月1日  
第3回申込受付日 ●令和3年 7月1日(木)～ 8月13日(金) 令和3年 11月1日  
第4回申込受付日 ●令和3年 10月1日(金)～ 11月12日(金) 令和4年 2月1日  
各申込期間の初回掛金の振替は、各加入日の前月28日(休業日のときは翌営業日)となります。  
\*追加加入・増口は第2回・第4回申込受付日ではお取扱いできません。  
\*Q&Aをあわせてご参照ください。

## 経営者年金制度の内容

### しんきん経営者年金新規加入者さま 特に重要なお知らせ(ご契約の概要)

この「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」は、この制度の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お申込みの際には、必ず「経営者年金制度の内容」および20ページに記載の「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をあわせてご参照いただき、制度内容、積立金(給付額試算表の内容)、保険料などがお客さまのご意向に沿った内容となっているか、ご確認ください。

#### 商品名称

拠出型企業年金保険

#### 商品の特徴

しんきん協議会連合会(以下、協議会と記載)の企業会員の役員および個人事業主の方が、自動努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、協議会を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に掛金を払い込み、掛金払込完了後は、掛金払込完了時点の積立金を原資とした年金を受け取ることができ(年金にかえて一時金として受け取ることもできます)。また、拠出型企業年金保険遺族年金特約により、掛金払込期間中に死亡した場合には、死亡時の積立金に遺族年金特約保険金が加算され、遺族一時金が支払われます。

#### 積立金について

- お申し込みいただいた掛金は、制度運営事務費や事務手数料、遺族年金特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
- 将来の受取予想額につきましては16ページに記載の給付額試算表にてご確認ください(将来の受取額をお約束するものではありませんのでご注意ください)。
- 加入期間によっては、積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額が払込掛金の合計額を下回る場合があります。

#### 加入資格、掛金、保険期間などについて

- 加入年齢、加入資格、掛金の額、払込方法、掛金払

#### ご意向確認のお願い

●拠出型企業年金保険は、自動努力による老後生活資金の準備を主な目的とする保険商品です。ご加入にあたっては、本ページの「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」、20ページの「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご覧ください。また、この冊子は、お申込みいただきました後も、大切に保管してください。

#### 税務上のお取扱い

●ご加入者が負担された掛金のうち制度運営事務費(1口につき170円)を控除した額が、個人年金保険料控除の対象となります。※このお取扱いは令和2年11月1日現在の税制によるもので、将来変更される場合があります。なお、平成24年1月1日より生命保険料控除制度が改正されておりますが、この経営者年金の掛金については改正前の旧制度による保険料として取り扱われます。個別のお取扱いについては、所轄の税務署などにご確認ください。

#### 商品の特徴

払完了年齢、年金受取開始時期、年金受取期間などにつきましては16ページに記載の「7つの特徴」にてご確認ください。

- 脱会などにより協議会の会員でなくなった場合はすみやかに脱退していただけます。

#### 年金や一時金が主に支払われる場合について

年金や一時金が主に支払われる場合は以下のとおりです。

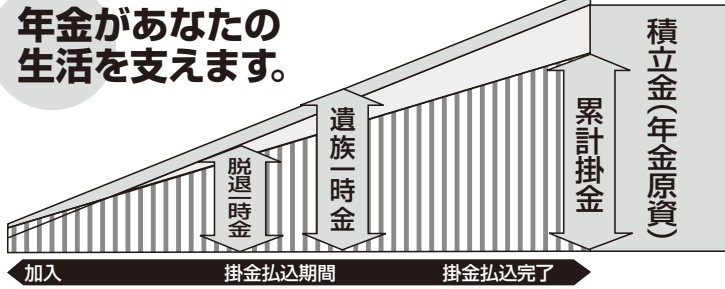
- 基本年金、中途脱退年金・一時金  
掛金払込完了年齢を迎えたときに、積立金を原資とした年金をお支払いします。掛金払込完了年齢前に脱退される場合は、条件により中途脱退年金をお支払いします。一時金を希望される場合は、将来の年金のお支払いにかえて一時金をお支払いします。詳細は16ページに記載の「7つの特徴」にてご確認ください。
- 遺族一時金  
加入者が掛金払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約保険金を加算して、一時金にて遺族の方にお支払いします。

#### 引受保険会社について

この保険契約は、富国生命保険相互会社を事務幹事会社とする生命保険契約です。共同取扱契約の場合には、引受保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います(給付に際しての負担割合は相違する場合があります)。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。引受保険会社および引受割合は下段をご確認ください。  
(事務幹事会社) 富国生命保険相互会社

■制度の運営(制度発足日 昭和60年5月1日) / この制度は、しんきん協議会連合会が以下の引受保険会社と締結した「拠出型企業年金保険契約」にもとづき運営します。また、以下の引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。なお、引受保険会社の配当実績などにより、給付金支払の引受割合が異なる場合があります。  
■引受保険会社(令和2年11月1日現在) 事務幹事会社 / 富国生命保険相互会社(引受割合 41.8%) 明治安田生命保険相互会社(28.3%) 住友生命保険相互会社(9.8%) アクサ生命保険株式会社(5.4%) 第一生命保険株式会社(4.6%) 日本生命保険相互会社(4.1%) 太陽生命保険株式会社(4.0%) 大同生命保険株式会社(2.0%)

## 年金があなたの生活を支えます。



- 1口10,000円、お一人最高10口までご加入になれます。掛金は信用金庫口座からの自動振替となり、手間がかからず便利です。
- 掛金払込期間中、脱退を希望される方には「脱退一時金」をお支払いします。
- 掛金払込期間中、万一死亡された場合は「遺族一時金(その時点の積立金額に払込中の掛金1口について10,000円を加えた金額)」をお支払いします。

### ご希望の受取方法(コース)を選択できます。(以下の「7つの特徴④年金のお受取り」をご参照ください)

#### 10年確定年金コース

- ご加入者の生死にかかわらず、10年間年金をお受取りになれます。



- 年金の受取人が死亡されたときは、残余支払期間、ご遺族の方が年金を受け取れます。(希望により一時金でも受け取れます。)

#### 10年保証期間付終身年金コース

- 終身にわたって年金をお受取りになれます。ご加入者の生死にかかわらず、10年間のお受取りは保証いたします。



- 年金受取りにかえて、年金原資を一時金でお受取りにすることができます。
- 各コース記載の金額は、以下の給付額試算表によります。
- 年金受取開始後に残余保証期間に対応する年金原資を一時金でお支払いした場合は、ご加入者が保証期間経過後生存のとき、年金のお支払いを再開します。

#### 給付額試算表(年金月額)

加入口数1口10,000円について(単位:円)

加入年齢	掛金累計額	積立金額(年金原資)	10年確定年金(男・女)	10年保証期間付終身年金(男性) 60歳受取開始	10年保証期間付終身年金(女性) 70歳受取開始
10年	1,200,000	約1,225,140	約10,720	約5,100	約6,200
15	1,800,000	1,889,470	16,530	7,860	9,560
20	2,400,000	2,591,000	22,670	10,780	13,110
25	3,000,000	3,331,860	29,150	13,860	16,860
30	3,600,000	4,114,290	35,990	17,120	20,810

#### 給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来の支払額をお約束するものではありません。  
(1)28,000円を常に維持していること。  
(2)加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。  
(3)給付額試算表の給付額は、各取扱生命保険会社の予定利率(令和2年11月1日現在)および引受割合(令和2年11月1日現在)にもとづき計算しております。予定利率については将来変更される場合があります。  
(4)給付額試算表の給付額に配当金は加算しておりません。●毎年の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。●決算実績によっては配当金をお支払いできない年度もあります。●配当金が生じた場合には積立金の積増しに充当されます。●年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

#### 給付額試算表(脱退一時金額)

加入口数1口10,000円について(単位:円)

加入年齢	掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)
1年	120,000	約116,630
2	240,000	234,530
3	360,000	353,710
4	480,000	474,190
5	600,000	595,980
6	720,000	719,090
7	840,000	843,550
8	960,000	969,370
9	1,080,000	1,096,560
10	1,200,000	1,225,140

## 7つの特徴

- ご加入になれる方**  
●しんきん協議会の企業会員である法人の役員および個人事業主で、加入時年齢(ご加入日現在)が満20歳以上、満70歳未満の健康で正常に就業している方。
- 掛金の払込方法**  
●初回は各加入日の前月28日、以降毎月28日(休業日のときは翌営業日)に、翌月分掛金をご指定の信用金庫口座から振り替えます。  
●掛金は事業所口座より自動振替で支払い、役員給与振替で処理していただきます(会社の資産計上とはなりません)。したがって、掛金負担者は加入者本人となります。  
●3ヵ月間連続して口座振替が不能の場合は、自動脱退となります。
- 掛金の払込みと満了について**  
●年齢にかかわらず1口10,000円まで、お一人最高10口100,000円までご加入になれます。  
●掛金には1口につき170円の制度運営事務費が含まれています。なお、年度初回の制度運営事務費のうち170円は、しんきん協議会費に充当されます。  
●掛金は、満60歳まで払い込むことができます。  
●最初に決めた掛金を増口(年2回、5月1日と11月1日にお取扱い)したり、一部払込を中止(減口)することもできます(最低1口は継続していただきます)。一部払込中止分に相当する積立金のお支払いは中止時には行わず、脱退・死亡・満了時にあわせてお支払いします。  
●一部払込中止の事由  
災害、疾病・障害、住宅の取得、教育、結婚、債務の弁済、その他掛金の拠出に支障がある場合
- 年金のお受取り**  
●加入期間10年以上かつ満60歳以上で脱退されたとき、または満60歳で払込満了となったとき年金を受け取ることができます。  
●10年確定年金コース、10年保証期間付終身年金コースのどちらか一方を選択できます。  
●年金の受取人はご加入者本人となります。  
●年金は、毎年1・4・7・10月の15日(休業日のときは翌営業日)に3ヵ月分まとめて指定の金融機関にお振込みします。  
●満60歳以上で脱退された場合でも、3ヵ月連続の口座振替不能による自動脱退の場合は、一時金でお受取りいただけます。  
●年金の受取りにかえて、一時金を受け取ることもできます。
- 一時金でのお受取り**  
●年金受給権取得前に脱退された場合(自動脱退を含む)は、その時点の積立金額をご加入者本人が一時金で受け取れます。
- ご加入者が万が一なくなった場合**  
●ご加入者が払込期間中に死亡されたときは遺族一時金(その時点の積立金額に払込中の掛金1口について10,000円を加えた金額)をご遺族の方が受け取れます。
- 配当金**  
(毎年の決算により配当金が生じたときは)  
●掛金払込期間中は積立金の積増しに充当します。  
●年金支払開始後は年金の増額に充当します。  
●年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。  
※決算実績によっては配当金をお支払いできない年度もあります。



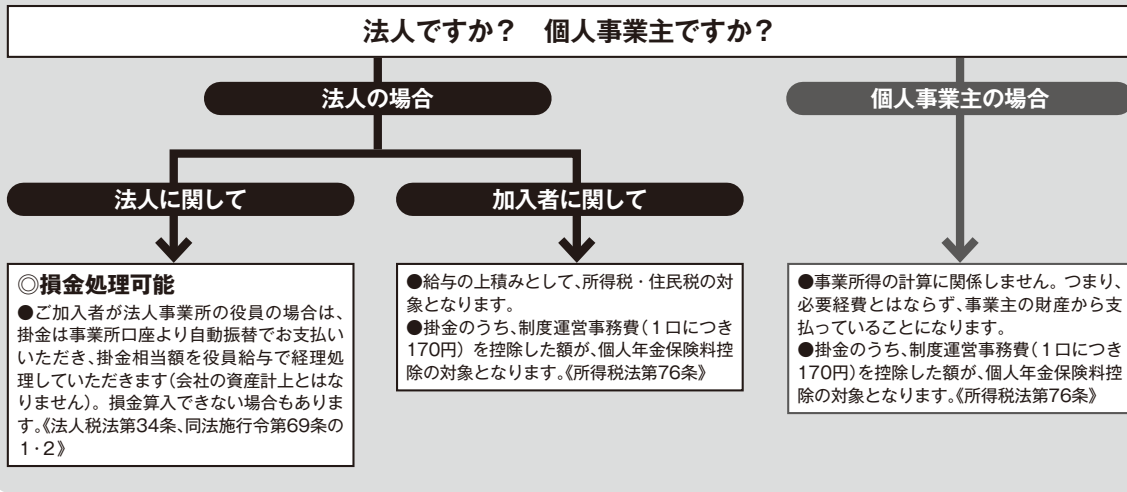
中小企業経営者・  
個人事業主の  
みなさまへ

税務上のメリット

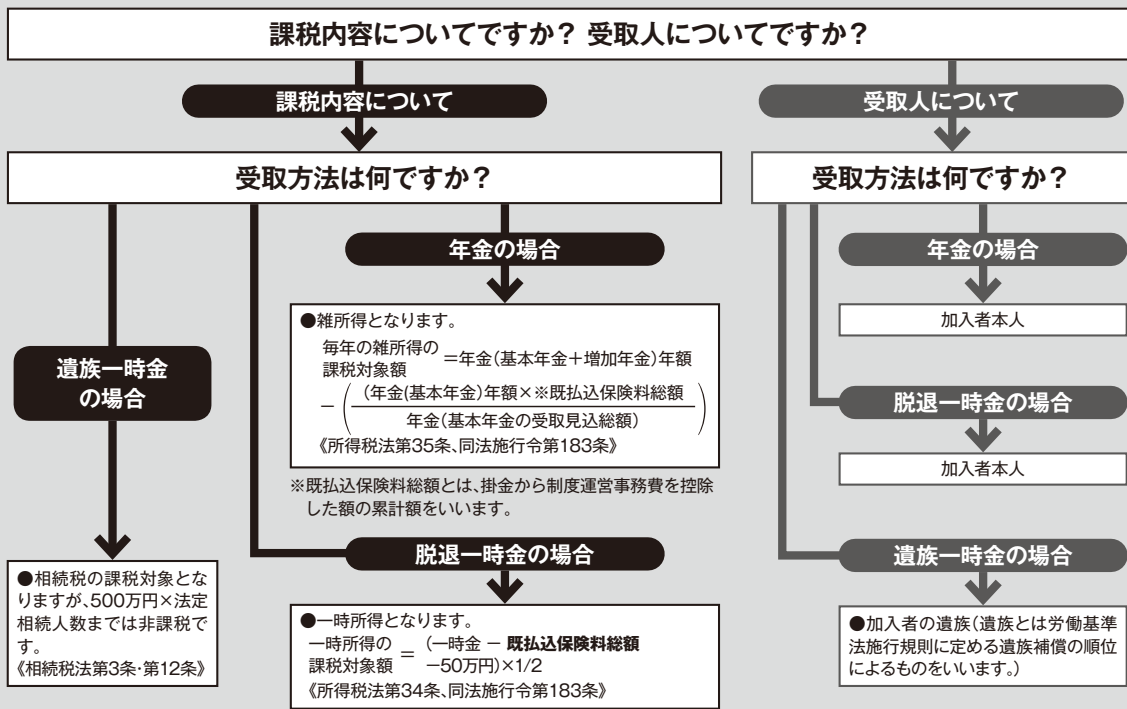
# しんきん経営者年金

(拠出型企業年金保険)

## 掛金について



## 給付金について



(注)上記の税務上の取扱いは令和2年11月1日現在の税制によるもので、将来変更される場合があります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署などにご確認ください。

# 経営者年金のQ&A

## 【ご加入を検討中のお客さま向けQ&A】

**Q** どんな方がこの制度に加入できますか？

**A** しんきん協議会の企業会員(注)である法人の役員および個人事業主で、満20歳以上満70歳未満の健康で正常に就業している方がご加入になれます。したがって、法人の役員以外の方、個人事業主の専従者の方は対象になりません。なお、加入資格を失われた場合は、この保険制度からの脱退手続きが必要です。  
※平成28年5月1日加入より、ご加入いただける方の年齢の上限が、70歳未満へと変更になりました。(注)しんきん協議会は、地域内のお取引先の経済・金融等に関するご要望に応え地域の発展に寄与することを目的として作られた会であり、この趣旨にご賛同いただいで入会された信用金庫の会員(法人、個人事業主)の方を企業会員といたします。

**Q** 掛金は？

**A** 年齢にかかわらず、1口10,000円で、お一人最高10口までご加入になれます。掛金には、1口(10,000円)につき、170円の制度運営事務費が含まれています。なお、年度初回の制度運営事務費170円は、しんきん協議会会費に充当されます。1口(10,000円) = 保険料(9,830円) + 制度運営事務費(170円)

**Q** 初回の掛金はどうやって払い込むのですか？

**A** 申込時に指定された信用金庫の口座から各加入日(16ページをご参照)の前月28日(休業日のときは翌営業日)に初回分が自動振替されます。それ以降の掛金は毎月28日(休業日のときは翌営業日)に振替えとなります。なお、毎月の領収書は発行しませんので通帳で管理を行うようにしてください。

**Q** 残高不足などで口座振替ができなかった場合、どのような扱いとなりますか？

**A** 翌月振替日に2ヵ月分が振り替えられます。さらに翌月も振替えができなかった場合は翌々月に3ヵ月分が振り替えられます(振込みなどのお取扱いはできません)。3ヵ月続けて振替えができなかった場合は自動脱退となりますので、一時金請求の手続きをとってください。なお、振替不能回数が2回まで「経営者年金のご案内」(はがき)を事業所に送付します。

**Q** 加入するとどんな書類が送られてきますか？

**A** 「しんきん経営者年金制度ご加入のしおり」および「経営者年金制度ご加入者カード」……加入日の前月中旬保険料控除証明書(毎年発行)……11月上旬積立残高明細書(毎年発行)……7月中旬経営者年金制度追加・増口申込書……1月および7月

## 【既にご加入中のお客さま向けQ&A】

**Q** 加入口数は増やせますか？

**A** 増口は、年2回お取扱いしております。  
※申込期間については、16ページをご確認ください。

**Q** 積立金のうち、貸付や一部だけ払戻しができますか？

**A** お取扱いできません。

**Q** 脱退一時金・年金の受取人はだれですか？

**A** 受取人はご加入者本人となります。事業所が受け取ることはできません。

**Q** 死亡した場合はどのような取扱いになりますか？

**A** 遺族一時金(その時点の積立金額に、払込中の掛金1口について10,000円を加えた金額)をお支払いします。

**Q** 年金の受給中に死亡した場合はどうなりますか？

**A** 残余保証(支払)期間があれば遺族の方に年金をお支払いするか、または残余保証(支払)期間に対応する年金原資相当額を一時金でお支払いするかいずれかを選択していただけます。

**Q** 給付金(一時金・年金)を請求した際、その月の掛金振替はどうなりますか？

**A** 毎月10日を過ぎて請求書がしんきん協議会連合会に到着した場合、その月の28日(休業日のときは翌営業日)に、掛金が振り替えられます。もし振り替えられた場合は、しんきん協議会連合会より後日掛金振替口座に返金します。

\*変更などの手続きの方法に関しては、ご加入後送付いたします「しんきん経営者年金制度ご加入のしおり」をご覧ください。(令和2年11月1日現在)

※経営者年金制度については和暦表示です。

## しんきん経営者年金新規加入者さま

## 特に重要なお知らせ(注意喚起情報)

この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しております。ご加入の前に16～17ページに記載の「経営者年金制度の内容」および「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」とともに必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、支払事由の詳細やご契約の内容に関する事項、その他の詳細につきましては、「本冊子」の該当箇所を必ずご確認ください。

### ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険については、しんきん協議会連合会(以下、協議会と記載)を契約者とする企業保険契約であることから、被保険者となられる方のご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用はございません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

### ご加入の責任開始期について

- ご提出いただいた加入申込書にもつき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を開始します。
- 生命保険会社職員・募集代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

### 加入資格について

加入資格の詳細につきましては、16ページに記載の「7つの特徴①ご加入になれる方」をご確認ください。申込日現在、健康で正就業している協議会の企業会員の役員および個人事業主の方のみご加入いただけます。また、退会などにより加入資格を失われた場合は、この保険からの脱退手続きが必要です。

### 年金や一時金のご請求について

- 年金や一時金のご請求の方法は、「しんきん経営者年金制度ご加入のしおり」をご覧ください。お客さまからのご請求に応じて、年金や一時金をお支払いする必要がありますので、年金や一時金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに問い合わせ先にご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、年金や一時金をお支払いできない場合につきましては、本冊子などにも記載してありますので、あわせてご確認ください。
- 年金や一時金の支払事由が生じた場合、団体ごとの制度内容によっては、他の年金や保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、すみやかに問い合わせ先にご連絡ください。

### 年金や一時金のお支払制限について

- 次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取消しとなることもあり、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。
  - 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。
  - 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口(保険料の増額)の際に告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約保険金の加算がないことがあります。
  - 保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
  - 遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、その受取人にはお支払いせず、他の相続人に遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、他の相続人に未支払の年金原資をお支払いします。
  - 受取人や継続受取人が年金や一時金の請求について詐欺を行ったとき(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

### 掛金の払込みについて

16ページに記載の「7つの特徴②掛金の払込方法」をご確認ください。なお3ヵ月連続して口座振替が不能の場合は、自動脱退となります。

### ご契約の継続について

この保険については、制度全体のご加入者数が10名未満となった場合、加入継続できなくなる場合があります。

### 脱退時の一時金額について

この保険の掛金は、お払込みいただいた掛金をそのまま積み立てるのではなく、一部は制度運営事務費や事務手数料、遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、加入期間によっては、積立金や脱退時の一時金額がお払込みいただいた掛金の合計額を下回る場合があります。

### 予定利率などの変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および関係法令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで予定利率などを変更することがあります。

### 業務または財産の状況の変化による保険金額、年金額、給付金額などの削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

### 生命保険契約者保護機構について

この保険の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも保険金額や年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。  
【生命保険契約者保護機構】TEL03-3286-2820  
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

### 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)  
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

### 個人情報の取扱いについて

この保険の運営にあたっては、協議会にご加入者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日など)(以下、個人情報)を取り扱い、協議会が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供します。協議会は、当該保険の運営において入手する個人情報を本保険の事務手続のために使用します。生命保険会社は受領した個人情報を、各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、一時金・年金などのお支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、および業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また、協議会および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き協議会および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。記載の引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

### ご照会先について

この保険に関する手続きや契約に関するご照会および当紙面に関するご照会などについては  
富国生命保険相互会社 しんきん部 までお問い合わせください。  
TEL03-3508-1101(代)  
(受付時間 平日 午前9時～午後5時 ※12月30日～1月3日を除く)